



鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)
号外第77号

毎週火・金曜日発行

目 次

企業局管 理規程	鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する 規程（4）（総務課） 1 企業局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（5）（"） 2 鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程（6）（"）12 企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（7）（"）13
企業局訓 令	企業局文書管理規程の一部を改正する訓令（1）（総務課）16 茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令（2）（"）16

企業局管理規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第4号

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局に勤務する職員の職の設置等に関する規程（昭和39年鳥取県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条関係） 1 及び 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 土木技師、電気技師、運転士、保守員、 <u>管理技 術員</u>	別表（第3条関係） 1 及び 2 略 3 技術吏員をもって充てる職 土木技師、電気技師、 <u>自動車整備士</u> 、運転士、 保守員、操作員

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第5号

企業局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 企業局企業職員の給与に関する規程(昭和41年鳥取県企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(企業局特定任期付職員の号給の決定の基準) 第6条 略	(企業局特定任期付職員の号給の決定の基準) 第5条の2 略
(住居手当の適用除外職員等) 第7条 略	(調整手当) 第5条の3 条例第4条の2の企業管理規程で定める 職員及び期間は、給与条例の適用を受ける職員の例 による。 (住居手当の適用除外職員等) 第5条の4 略
(単身赴任手当) 第8条 略	(単身赴任手当) 第5条の5 略
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)

第9条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特殊現場作業手当
- (2) 災害応急等作業手当
- (3) 用地交渉手当

第6条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 発電所等管理業務手当
- (2) 発電集中制御業務手当
- (3) 特殊現場作業手当
- (4) 発電用導水路等設置作業手当
- (5) 災害応急作業手当
- (6) 工業用水送水機器操作保守業務手当
- (7) 用地交渉手当

(発電所等管理業務手当)

第7条 発電所等管理業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員のうち知事の定める職員が発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務のうち知事の定める困難な業務に従事したとき。
- (2) 職員（前号に掲げる者を除く。）が発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務のうち知事の定める困難な業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

- (1) 前項第1号の業務 月額 2万1,600円
- (2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円

3 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）であって、容易に他の職員からの応援が得られない状況において第1項各号の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前項各号に定める額に勤務1回につき600円を加算した額とする。

(発電集中制御業務手当)

第8条 発電集中制御業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 東部事務所に勤務する職員のうち知事の定める職員が困難な発電集中制御の業務に従事したとき。
- (2) 東部事務所に勤務する職員（前号に掲げる者を除く。）が困難な発電集中制御の業務に従事したとき。

(特殊現場作業手当)

第10条 特殊現場作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 略
- (2) 職員がトンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導その他これに類する業務に従事したとき。
- (3) 職員が発電所の建設現場（第6号に掲げる手当の支給対象となる箇所を除く。）で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。
- (4) 職員が発電所の維持管理に関する業務のうち、知事の定める困難な業務（次号の業務を除く。）に従事したとき。
- (5) 職員が発電所の維持管理に関する業務のうち、風力発電所のタワーの昇降並びに発電所鉄管路、無圧隧道、サージタンク、ダムにおける取水口・ゲート及び圧力隧道の点検に係る業務に従事したとき。
- (6) 職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。
- (7) 職員が工業用水道施設の維持管理に関する業務のうち、知事の定める困難な業務（次号の業務を除く。）に従事したとき。
- (8) 職員が工業用水道施設の維持管理に関する業

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

- (1) 前項第1号の業務 月額 2万1,600円
- (2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円

3 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜であって、容易に他の職員からの応援が得られない状況において第1項各号の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前項各号に定める額に勤務1回につき600円を加算した額とする。

(特殊現場作業手当)

第9条 特殊現場作業手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- (1) 略
- (2) 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。
- (3) 職員がトンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。
- (4) 職員が発電所の建設現場（次条に規定する手当の支給対象となる箇所を除く。）で行う監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したとき。

務のうち、浄水場着水井（沈砂池において、河川から汲み上げた水の流速を弱める部分をいう。）の点検に係る業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第7号の業務 300円
 - (2) 前項第3号、第5号及び第8号の業務（次号の業務を除く。） 600円
 - (3) 前項第5号の業務のうち、圧力^{ずい}隧道の点検に係る業務 1,200円
- 3 第1項各号のいずれかの業務で、当該業務に係る手当が支給される日については、当該業務以外の同項各号に掲げる業務に係る手当は支給しない。

(災害応急等作業手当)

第11条 災害応急等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある県が管理する現場（以下「災害現場」という。）において行う巡回監視の業務（次号の業務を除く。）又は当該災害現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業、応急作業のための災害状況の調査若しくは災害救助（次項において「応

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号及び第2号の業務 220円（同項第1号の業務のうち、地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた業務にあつては、320円）
 - (2) 前項第3号の業務 560円
 - (3) 前項第4号の業務 690円

- 3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は支給しない。

第1号の業務	第2号の業務
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務
第4号の業務	第1号の業務 第2号の業務 第3号の業務

(発電用導水路等設置作業手当)

第10条 発電用導水路等設置作業手当は、職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、職員が前項の業務に従事した日1日につき1,040円とする。

(災害応急作業手当)

第11条 災害応急作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある県が管理する現場（以下「災害現場」という。）において行う巡回監視の業務に従事したとき。

急作業等」という。)の業務に従事したとき。

(2) 職員がダム又は鉄管路における災害現場において急斜面での作業を伴う巡回監視の業務に従事したとき。

(3) 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務(巡回監視の業務に限る。) 600円

(2) 前項第1号の業務(応急作業等の業務に限る。)及び第2号の業務 1,200円

(3) 前項第3号の業務 1,200円の範囲内において知事の定める額

3 前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる業務が知事が著しく危険であると認める区域で行われた場合の同項の手当の額は、前項各号に定める額にその額の100分の100(当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあっては100分の150)に相当する額を加算した額とする。

(2) 職員が災害現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき。

(3) 略

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 480円

(2) 前項第2号の業務 730円

(3) 前項第3号の業務 730円の範囲内において知事の定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにおいては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項各号の業務が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項各号の業務が知事が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(工業用水送水機器操作保守業務手当)

第12条 工業用水送水機器操作保守業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 事務所(東部事務所又は西部事務所をいう。次号、別表第1及び別表第2において同じ。)に勤務する職員のうち知事の定める職員が工業用水の送水機器の困難な操作及び保守の業務に従事したとき。

(2) 事務所に勤務する職員(前号に掲げる者を除く。)が工業用水の送水機器の困難な操作及び保守の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(用地交渉手当)

第12条 略

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき600円とする。

(併給禁止)

第13条 特殊現場作業手当の支給を受けるときは、災害応急等作業手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる災害応急等作業手当の額が特殊現場作業手当の額を超えるときは、災害応急等作業手当を支給し、特殊現場作業手当は支給しない。

- (1) 前項第1号の業務 月額 2万1,600円
- (2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき1,200円

3 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜であって、容易に他の職員からの応援が得られない状況において第1項各号の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前項各号に定める額に勤務1回につき600円を加算した額とする。

第13条 削除

(用地交渉手当)

第13条の2 略

2 前項の手当の額は、業務に従事した時間1時間につき320円とする。

(併給禁止)

第13条の3 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

発電所等管理業務手当	発電集中制御業務手当 災害応急作業手当 工業用水送水機器操作保守業務手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
発電集中制御業務手当	災害応急作業手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
工業用水送水機器操作保守業務手当	災害応急作業手当 特殊現場作業手当 発電用導水路等設置作業手当
発電用導水路等設置作	特殊現場作業手当

(手当の支給の特例)

第13条の2 第10条第1項各号(第3号の業務に係るものを除く。)に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、第10条第2項に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。

業手当

(手当の支給の特例)

第13条の4 月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ第7条第2項第1号、第8条第2項第1号又は第12条第2項第1号に定める額に、当該業務に従事した日数が1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、8日以上15日未満である場合にあっては100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 発電所等管理業務手当(第7条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (2) 発電集中制御業務手当(第8条第1項第1号の業務に係るものに限る。)
- (3) 工業用水送水機器操作保守業務手当(第12条第1項第1号の業務に係るものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる業務に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ当該各号に定める額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- (1) 第7条第1項第1号の業務 同条第2項第1号に定める額
- (2) 第8条第1項第1号の業務 同条第2項第1号に定める額
- (3) 第12条第1項第1号の業務 同条第2項第1号に定める額

3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の知事の定める職員にあっては、知事の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務

を要する職員の要勤務日数を考慮して知事の定める数（以下この項において「特定数」という。）で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定による額に掛けて得た額とする。

4 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ第7条第2項第2号、第8条第2項第2号、第9条第2項、第10条第2項又は第12条第2項第2号に定める額に100分の60を乗じて得た額とする。

- (1) 発電所等管理業務手当（第7条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
- (2) 発電集中制御業務手当（第8条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
- (3) 特殊現場作業手当（第9条第1項第4号の業務に係るものを除く。）
- (4) 発電用導水路等設置作業手当
- (5) 工業用水送水機器操作保守業務手当（第12条第1項第2号の業務に係るものに限る。）

(特地勤務手当等)

第13条の5 略

(休日勤務手当)

第13条の6 条例第11条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）

- (2) 勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休

(特地勤務手当等)

第13条の3 略

(休日勤務手当)

第13条の4 条例第11条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）

- (2) 勤務時間条例第11条に規定する年末年始の休

日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）

(3)及び(4) 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職（知事がこれに相当すると認める職を含む。）とし、これらの職にある職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。））について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 略

2 略

3 条例第12条の2の企業管理規程で定める日は、第13条の4第1号又は第2号に規定する日とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第9条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給与の月額、これに対する初任給調整手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、月額給与の時間額に、その金

日（勤務時間条例第12条第1項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）

(3)及び(4) 略

(管理職手当)

第14条 管理職手当の支給を受ける職員の職は、別表第2の左欄に掲げる組織に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職（知事がこれに相当すると認める職を含む。）とし、これらの職にある職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額にそれぞれ同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(管理職員特別勤務手当)

第14条の2 略

2 略

3 条例第12条の2の企業管理規程で定める日は、第13条の6第1号又は第2号に規定する日とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 条例第8条、第10条及び第11条の手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、職員の勤務が第6条に規定する特殊勤務手当の支給の対象とならない勤務であるときは、給与の月額、これに対する調整手当の月額、初任給調整手当の月額及び特勤手当（これに準ずる手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたもの（短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数）を減じたもので除して得た額（以下この項において「月額給与の時間額」という。）とし、職員の勤務が特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、

額を8で除して得た額を加算した額とする。

2 略

月額給与の時間額に次に掲げる額を加算した額とする。

(1) 日によって定められた特殊勤務手当については、その金額を8で除して得た額

(2) 月によって定められた特殊勤務手当については、その金額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務職員にあっては、勤務時間条例の適用を受ける短時間勤務職員の例により定められたその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間)に18(短時間勤務職員にあっては、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数)を乗じたものを減じたもので除して得た額

2 略

第2条 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第4条関係)

級別職務分類表

ア 一般職員

職務の級	職 務
1級	主事、電気技師又は土木技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、電気技師又は土木技師の職務
3級	係長又は副主幹の職務
4級	課長補佐、主幹又は事務所(東部事務所又は西部事務所をいう。以下同じ。)の次長の職務
5級	困難な業務を処理する課長補佐、主幹又は事務所の次長の職務
6級	課長、所長、室長又は参事の職務
7級	困難な業務を処理する課長又は所長の職務
8級	本局の次長の職務
9級	局長の職務

イ 現業職員

職務の級	職 務
1級	運転士、保守員又は管理技術員の職務
2級	困難な業務を処理する運転士、保守員又は管理技術員の職務

(企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規程による改正後の企業局企業職員の給与に関する規程第3条第4項、第4条及び別表第1の規定の適用について必要な経過措置に関しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第9項から第11項まで及び第18項</u>の規定の適用を受ける職員の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規程による改正後の企業局企業職員の給与に関する規程第3条第4項、第4条及び別表第1の規定の適用について必要な経過措置に関しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、<u>第10項から第12項まで及び第20項</u>の規定の適用を受ける職員の例による。</p>

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規程による改正後の企業局企業職員の給与に関する規程第3条第4項、第4条及び別表第1の規定の適用について必要な経過措置に関しては、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第2条から第9条の規定の適用を受ける職員の例による。

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第6号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(課及び係等の設置)</p> <p>第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係及び室（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工務課</td> <td style="text-align: center;">電気係、施設係</td> </tr> </table>	略		工務課	電気係、施設係	<p>(課及び係等の設置)</p> <p>第4条 本局に次の表の左欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係及び室（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工務課</td> <td style="text-align: center;">電気係、<u>土木係</u></td> </tr> </table>	略		工務課	電気係、 <u>土木係</u>
略									
工務課	電気係、施設係								
略									
工務課	電気係、 <u>土木係</u>								

(係の設置)

第10条 次の表の左欄に掲げる所に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県企業局東部事務所	管理係、 <u>施設係</u> 、 <u>運転係</u>
鳥取県企業局西部事務所	<u>施設係</u> 、 <u>管理係</u>

(係の設置)

第10条 次の表の左欄に掲げる所に、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

鳥取県企業局東部事務所	管理係、 <u>土木係</u> 、 <u>運転係</u>
鳥取県企業局西部事務所	<u>土木係</u> 、 <u>管理係</u>

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第7号

企業局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年鳥取県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける企業局企業職員（企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「企業局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例</p>	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける企業局企業職員（企業局企業職員のうち、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「企業局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額は、給与規程第3条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例</p>

第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。)第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項、企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県企業局管理規程第5号)附則第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成17年鳥取県規則第89号)附則第7項並びに給与規程第20条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の5

(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の3

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2 前項の規定にかかわらず、職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 略

(2) 給与規程第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(期末手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第20条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

(1)～(3) 略

(企業局特定任期付職員の給与の額の特例)

第5条 特例期間における企業局特定任期付職員の給

第3号。以下「給与条例」という。)第3条第1項、給与規程第3条第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号。以下「現業給与規則」という。)第2条第1項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業給与規則第3条の2第4項及び第5項、企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県企業局管理規程第5号)附則第3項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成17年鳥取県規則第89号)附則第7項並びに給与規程第19条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の6

(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の5

2 前項の規定にかかわらず、職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1) 略

(2) 給与規程第18条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額

(調整手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第19条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

(1)～(3) 略

(企業局特定任期付職員の給与の額の特例)

第5条 特例期間における企業局特定任期付職員の給

料月額、給与規程第3条第2項及び第20条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における企業局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第16条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間における企業局特定任期付職員の期末手当の額については、給与規程第20条の規定にかかわらず、特例条例第9条第3項及び第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

別表 (第2条関係)

給 料 表	対 象 者
給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの
現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの

料月額、給与規程第3条第2項及び第19条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。

- 2 特例期間における企業局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第16条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 特例期間における企業局特定任期付職員の調整手当及び期末手当の額については、給与規程第19条の規定にかかわらず、特例条例第9条第3項及び第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

別表 (第2条関係)

給 料 表	対 象 者
給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
現業給与規則第2条第1項第1号に掲げる現業職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第1号

企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成6年鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書等に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部政策法務室（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する政策法務室をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。</p> <p>(8)及び(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書等に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）で、知事部局総務部総務課（鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条に規定する総務課をいう。）が所管するもの（「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。）をいう。</p> <p>(8)及び(9) 略</p>

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県企業局訓令第2号

茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令

茗荷谷ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第13条関係）				別表第1（第13条関係）			
通知の相手方			通知の方法	通知の相手方			通知の方法
名 称	担当機関の名称			名 称	担当機関の名称		
(1)	知事	八頭総合事務所県土整備 局 維持管理課	加入電話	(1)	知事	八頭地方県土整備局 維 持管理課	加入電話
		略				略	
略				略			

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

